

平成31年1月9日  
四国地方整備局  
中村河川国道事務所

## 四万十川の河川内に繁茂する樹木の公募伐採 希望者募集 自分で切って、持って帰って、自由に使う

河川区域内の樹木は洪水時に流れを障害し、倒れて流出したものは橋梁・堰等に引っかけたり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木について、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷地内樹木を伐採する取り組みを行って行くものです。

### 1) 採取場所

四万十市鍋島地先 四万十川左岸高水敷  
(3k200+120~3k600+40)  
3区画(別添 区画平面図参照)

※応募者多数の場合は区画内で分割調整または抽選を行います。

### 2) 採取条件等

別添の応募要項のとおり

### 3) 採取期間

平成31年2月25日~平成31年4月19日

### 4) 応募期間

平成31年1月9日~平成31年2月15日

### 5) 応募方法

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX、Eメール、または持参ください。

お問い合わせ先 〒787-0015 高知県四万十市右山2033-14

四国地方整備局 中村河川国道事務所 TEL: 0880-34-7309 (河川管理課直通)

FAX: 0880-34-2674 (河川管理課直通)

E-mail: skr-nakama52@mlit.go.jp

副所長(河川)

○ 河川管理課長

うちやま  
内山 俊浩  
みやじ けんいち  
宮地 憲一

(内線331)

※本施策は、「四国圏広域地方計画」南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクトの取組に関連します。

## 四万十川の河川内に繁茂する樹木の公募伐採 応募要項

### 【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害し、倒れて流出したものは橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木について、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷地内樹木を伐採する取り組みを行っていくものです。

### 1) 応募期間

平成31年 1月 9日～平成31年2月15日

### 2) 採取場所

四万十市鍋島地先 四万十川左岸高水敷（3k200+120～3k600+40）

区画番号	主な樹木等種類	面積（m <sup>2</sup> ）	参考
①	竹と樹木	2,050	竹・ヤナギ
②	樹木	880	ヤナギ
③	竹と樹木	1,880	竹・ヤナギ

「区画平面図」（別添）を参照の上、現地確認をして区画を選んでください。

### 3) 採取期間

平成31年2月25日～平成31年4月19日

### 4) 応募資格

個人および企業・団体等を対象とし、営利・非営利を問いません。

以下のいずれにも該当しない個人、団体、企業等であることとします。

- ①過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ④直近1年間の税を滞納している者
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥その他事務所長が参加不相当と判断する者

## 5) 手続き等

### ①提出書類

所定の申込用紙（別紙－１～２）に必要事項を記入の上、郵送、FAX、Eメール、または持参ください。

（別紙－１）応募様式

（別紙－２）伐採作業計画書

応募用紙は、中村河川国道事務所の河川管理課、および後川出張所で配布します。また、中村河川国道事務所ホームページよりダウンロードできます。

【中村河川国道事務所 ホームページ URL】

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/>

### ②提出期間

平成31年 1月 9日～平成31年2月15日

（郵送の場合は、平成31年2月15日の消印まで有効です。）

（持参する場合は、平日の午前9時00分～午後5時00分の間とします。）

（Eメール送信の場合はメールタイトルに「四万十川の樹木伐採 応募」であることを明示してください。）

### ③提出先・問い合わせ先

〒787-0015

四万十市右山2033-14

四国地方整備局 中村河川国道事務所

電話番号 0880-34-7309（河川管理課直通）

FAX番号 0880-34-2674（河川管理課直通）

E-mail skr-nakama52@mlit.go.jp

河川管理課長 宮地 憲一

河川管理係長 川崎 智仁

## 6) 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

①応募者が1名（1団体、1企業）の場合は、そのまま決定します。

②応募者が多数の場合は区画の割り当てを含めて、中村河川国道事務所が公平な抽選により決定するものとし、選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。

③選定された選定者から辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定する場合があります。

## 7) 選定結果の通知

平成31年2月20日までに採取者の選定を行い、速やかに結果を応募者に通知します。

## 8) 選定後に必要な手続き

①選定された者は、当該樹木の採取について河川法第25条（土砂等の採取の許可）に係わる申請が必要となるため、通知時に同封された伐採資格者は、「許可申請書」（別紙－4）を選定結果の通知後14日以内に中村河川国道事務所 河川管理課へ持参若しくは、郵送にて提出して下さい。期限内に許可申請書が提出されない場合は、伐採の意志なしとして選定結果を無効とする場合があります。

なお、河川法第25条の許可に際し、許可書（別紙－3）にある条件が付されます。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律で、河川法第25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

※河川法第25条の許可を受けた者は、本樹木の伐採に係わる河川法第32条第1項に基づく採取料徴収については無料とします。

②着手前には、現地の着手前写真を撮影してください。

着手届（別紙－5）と着手前写真を中村河川国道事務所 河川管理課に提出し、内容を確認を受けた後、伐採・採取を開始します。

③伐採にあたっては、伐採状況写真を数点撮影してください。

また、伐採採取した樹木等の数量（m<sup>3</sup>、ton、軽トラ何台分など）を記録してください。

④伐採完了後には完了写真を撮影してください。

完了届（別紙－6）・数量記録・状況写真・完了写真をまとめて中村河川国道事務所 河川管理課に提出して、伐採完了となります。

## 9) その他

①盗難防止対策、猛暑・防寒対策、隣接作業者との連絡調整については、採取者の責において実施してください。

②樹木等を採取するに当たって、周辺の河川環境に影響を与えないよう注意してください。

③河川管理上の支障が生じる恐れがある場合には、河川管理者の指示により、採取期間の途中であっても採取を中止または延期することがあります。

④河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、必要に応じて許可受け者に指導を行う場合があります。

⑤河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う場合があります。

⑥採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わねばなりません。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに中村河川国道事務所 河川管理課に通報し、適切に対応することとします。

なお、採取区域又は区画以外の採取及び河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めるとします。

⑦許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止して下さい。なお、停止に伴う費用は無償とします。

⑧採取者が確定した後、採取区画の通知、並びに伐採作業における留意点等について、伐採作業前に説明を受けるようにして下さい。

- ⑨伐採により発生する枝葉等についても持ち帰って下さい。搬出できない場合は、事前に中村河川国道事務所 河川管理課へ連絡し、搬出し易いように伐採区域内に集積してください。
- ⑩伐採した樹木及び機械器具類は現地に仮置きすること無く、作業の都度河川敷から搬出して下さい。
- ⑪採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではありませんが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、別途確認する場合があります。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があります。
- ⑫今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケート（別紙－7）に回答していただきますので、ご協力をお願いします。

一以上



伐採区画位置図

別添



全景

伐採箇所



竹と樹木 面積計 1,880m<sup>2</sup>

区画番号③

区画平面図



区画番号②

区画番号①



樹木 面積計 880m<sup>2</sup>



竹と樹木 面積計 2,050m<sup>2</sup>



# 応募様式

平成 年 月 日

中村河川国道事務所長 殿

応募者

住所

〒

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日付で公募された、河川敷地内の樹木伐採に応募します。

## 記

### 1. 応募する区画

第1希望 四万十川 区画番号 : \_\_\_\_\_ (面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

第2希望 四万十川 区画番号 : \_\_\_\_\_ (面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

第3希望 四万十川 区画番号 : \_\_\_\_\_ (面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

### 2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

薪ストーブ用

その他の目的 : \_\_\_\_\_

### 3. 採取を希望する河川産出物の種類 (例 ; 樹木、竹、草等)

: \_\_\_\_\_

## 4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- 現地確認済み
- 現地未確認

## 5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。(複数選択可)

(伐採方法) 立木を伐採して倒す

- チェンソーで伐採する。
- ノコギリで伐採する。
- その他の方法：  
\_\_\_\_\_

(小割方法) 倒した木を、適度な大きさに小割する

- チェンソーで小割する。
- ノコギリで小割する。
- その他の方法：  
\_\_\_\_\_

(運搬方法) 小割した木を、幹・太枝・枝等に仕分けしてトラックに積み込み運搬する

- 仕分け・積み込みは、人力で行う。
- 仕分け・積み込みには、機械（                      ）を使用する。
- 運搬には、軽トラックを使用する。
- 運搬には、（              t）トラックを使用する。
- その他の方法：  
\_\_\_\_\_

(伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。

- その他の伐採順序  
\_\_\_\_\_

(枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

- 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- その他の処理：  
\_\_\_\_\_



## 6. 採取の期間

作業予定期間 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (のうち \_\_\_\_\_ 日間) を予定。

## 7. 応募者の連絡先

連絡先 (自宅または携帯電話) : \_\_\_\_\_

緊急連絡先 (氏名) : \_\_\_\_\_

緊急連絡先 (自宅または携帯電話) : \_\_\_\_\_

FAX番号 (ある場合のみ記載する) : \_\_\_\_\_

メールアドレス (ある場合のみ記載する) : \_\_\_\_\_

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所すべてチェック  を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

平成 年 月 日

中村河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

## 伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

**【作業実施期間】**

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(作業時間) : ~ :

**【作業実施日】**

\_\_\_\_\_

**【作業者氏名】**

\_\_\_\_\_

**< 遵守する事項 >****【安全対策等】**

- (作業時服装) ・作業時はヘルメット、チェーンソー使用時は防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
  - ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整) ・トラックなど駐車する際は、他者の交通の支障とならないよう配慮する。
  - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
  - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分にとって作業を行う。

- ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応)
- ・ケガや事故発生時にすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
  - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。  
(申請者以外の現場作業者も登録しておく)
  - ・事故(ケガを含む)発生時には必ず出張所に連絡する。
- (法令遵守)
- ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理)
- ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他)
- ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
  - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
  - ・作業箇所周辺には人がいるかを確認して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
  - ・木や草に足を取られてケガをすることのない様に、足元の障害物を除去する。伐採箇所が草で覆われている場合は、草刈りを先に行う。
  - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

以上

## 条 件

第1条 許可を受けた者は、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可表示書を携行し、必要に応じて掲示できるようにすること。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

（1）住所又は氏名を変更したとき

（2）許可を受けた行為を廃止したとき

（3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内に所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、採取に着手するときは、事前に「着手届」（別紙－6）を所長に届け出し、伐採終了後は速やかに「完了届」（別紙－7）を所長に提出すること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の原状に影響を及ぼさないように注意すること。

第7条 許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに所長に報告すること。

第8条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第9条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第10条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

# 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省四国地方整備局長 殿

申請者

(住所) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

印

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先)

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

# 着 手 届

平成 年 月 日

四国地方整備局

中村河川国道事務所長 殿

申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、国四整〇〇〇第 号による四万十川の  
河道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

## 記

1. 着手予定年月日 平成 年 月 日

2. 完了予定年月日 平成 年 月 日

3. 施行箇所

国土交通省 四万十川河川距離標

左岸 〇k/〇〇〇 ~ 〇k〇〇〇

4. 許可工期 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

# 完 了 届

平成 年 月 日

四国地方整備局

中村河川国道事務所長 殿

住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、国四整〇〇〇第 号許可による、  
河道内伐採を完了したのでお届けします。

## 記

1. 完了年月日 平成 年 月 日

2. 施行箇所

国土交通省 四万十川河川距離標

左岸 〇k / 〇〇〇 ~ 〇k 〇〇〇

3. 工事施工方法 申請書記載のとおり

4. 許可工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

5. 添付書類

・採取した樹木の数量

(□ m<sup>3</sup>)

(□ t)

(□ 台数)



## 河道内樹木の伐採者公募に関するアンケート

※今回の公募に限らず、仮に今後の公募が実施される場合も想定し、可能な範囲でお答えください。  
 選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は（ ）内へ具体的に記入してください。

【記入者名： \_\_\_\_\_】

1	公募についてどのように知りましたか？ ①インターネット    ②新聞記事    ③市町村広報    ④□コミ ⑤その他（ _____ ）
2	応募の動機は何ですか？ ①木が欲しい    ②治水に協力したい    ③環境・景観をよくしたい ④その他（ _____ ）
3	伐木の利用目的は何ですか？ ①薪    ②その他（ _____ ）
4	伐木を使用するのはどなたですか？ ①自分、家族    ②その他（ _____ ）
5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分、家族    ②専門業者に頼む    ③その他（ _____ ）
6	自然林の伐採経験はありますか？    ③その他（ _____ ） ①ある    ②ない    ③その他（ _____ ）
7	木材を運び出す運搬手段は何ですか？ ①軽トラック    ②4 tトラック    ③その他（ _____ ）
8	伐木として希望する樹種はありますか？ ①（ _____ ）が希望    ②何でも良い ①の場合はその理由（ _____ ）
9	対象樹木の大きさ（幹の太さ）はどの程度が適当ですか？ ①5 cm程度    ②10 cm程度    ③20 cm程度 ④その他（ _____ ）
10	伐採面積は適当でしたか？ ①ちょうど良い    ②広すぎる    ③狭い ④その他（ _____ ）
11	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ①（ _____ ）月頃    ②いつでも良い    ③その他（ _____ ） ①の場合はその理由（ _____ ）
12	その他、ご意見がありましたら何でもご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。